

表紙共7葉	
仕 様 書 番 号	No.61
作 成 年 月 日	R5. 10. 30

1 7 5 号建物照明器具交換工事（その2）

陸上自衛隊古河駐屯地業務隊

工事件名	1 7 5 号建物照明器具交換工事（その2）										図面番号	1/7		
図 名	表紙										縮 尺	-		
業務隊長													設計者	
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理課営繕班														
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理課営繕班											作成年月日	R5. 10. 30		

工 事 仕 様 書

1 工事件名：175号建物照明器具交換工事（その2）

2 工事場所：茨城県古河市市上辺見1195 陸上自衛隊古河駐屯地

3 工事概要：照明器具の更新

4 工事種目：電気設備工事……………1式

5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「175号建物照明器具交換工事（その2）」に摘要する。
- (2) 本工事は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により、確実に実施すること。
- ア 国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- イ 国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- (3) 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等の仕様による。
- (4) 図面の内容と現況とに相違のある場合、図面に明記なき場合又は疑義が生じた場合には、監督官を通じて契約担当官と協議する。
- (5) 責任施工
- 工事施工は、すべて設計図及び工事標準仕様書並びに工事仕様書に示されたとおりとし、完成後の機能を完全に満足させるよう誠実に施工するものとする。
- (6) 現場代理人及び主任技術者
- 現場代理人は、工事施工に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有する者とする。国家資格等を必要とする施工の場合は、その資格を有するものとし、その資格の写しを監督官に1部提出するものとする。
- (7) 工事工程表
- 契約相手方は、工程表を監督官に提出し承認を受けるものとする。工程表の変更を必要とする場合は、その都度監督官の承認を受けるものとする。
- (8) 材料
- ア 仮設用及び特に示されたもの以外はすべて新品であること。
- イ 工事に使用する材料は、監督官立会のもと検査を受け、合格したものを使用すること。
- ウ 監督官の指定する材料は、承認図及び見本等を提出して承認を受けること。
- エ 工事に使用する主要な材料及び監督官の指定する材料は、見本・カタログ・承認図・施工図を提出して承認を受けること。
- (9) 工事現場管理
- ア 作業現場の管理は、関係法規及び部隊規定に従い遺漏なく行い、事故防止に万全の対策を講じ、常に注意を怠らないようにすること。
- イ 本工事の施工に伴い、他の施設及び物品等に汚損または損傷を与えた場合は、契約相手方の負担により直ちに現状復旧すること。
- ウ 資材搬入口及び資材置場については、監督官の指示に従うこと
- エ 工事で使用する電気及び水については官側の施設を使用することは原則認めないものとする。
- (10) 工事写真
- ア 写真はカラー（サービズ版）とし、1部（台紙貼付等）を提出するものとする。

イ 撮影要領

- (7) 各工程毎施工前、施工中（外部から明視できなくなる虞のある箇所は確実に撮影する。）及び完成後共同一場所、同一方向から撮影すること。
- (4) 工事看板（黒板等）には工程等を明瞭に記載すること。
- (5) 資材搬入時、規格及び数量等が明確になる写真を写すものとする。
- (6) その他、撮影の細部については、監督官の指示によるものとする。
- (11) 工事関係書類等の管理
- ア 工事関係書類、パソコン及び可搬記憶媒体の適切な管理を行い、情報流出の防止に万全を期すること。
- イ パソコン及び可搬記憶媒体を駐屯地内に持ち込む場合に、監督官に申し出て必要な処置を行うものとする。
- ウ 契約相手方は、本仕様書等を当該工事関係者以外に貸出し、複写及び閲覧させてはならない。
- (12) 作業実施日及び作業時間
- ア 土日及び祝日の作業は原則認めないものとする。
- イ 作業時間は原則、駐屯地の日課時間（08:15～17:00）に合わせて実施すること。
- ウ 作業工程等の都合上、上記事項に不都合がある場合は、事前に監督官と協議のうえ、承認を得てから作業を実施すること。
- (13) 駐屯地内車両運行
- ア 駐屯地内における車両駐車場は、監督官の指示によるものとする。
- イ 駐屯地内車両運行速度は、20km/h以下とする。
- ウ 駐屯地内車両運行は、安全運転に万全を期すること。
- (14) 発生材等の処理
- ア 金属類の発生材は養生材副書により監督官に引継ぐものとし、監督官の指定した場所に搬出する。それ以外の発生材については、監督官の指示に従うこと。
- イ 産業廃棄物等は選別を行い、リサイクル等再資源化に努めること。
- ウ 産業廃棄物の処理については、契約相手方の責任において各種関係法令に基づき適切に処分し、産業廃棄物管理票E票の写しのほか、その他監督官の指示するものを提出すること。
- なお、産業廃棄物管理票における排出事業者とは契約相手方とし、E票の写しについては最終処分が終了した旨が記載されたものを最終処分者から返送された後、速やかに監督官に提出すること。
- (15) 工事完成検査
- ア 契約相手方は監督官と共に、検査官による完成検査を受けるものとし、不合格の場合は契約相手方の負担により是正したした後、再受検すること。
- イ 完成後検査が不可能または困難な箇所は、その施工にあたり監督官の指示を受ける。

工事件名	175号建物照明器具交換工事（その2）	図面番号	2/7
図 名	工事仕様書（1）	縮 尺	-
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理科営繕班		作成年月日	RS. 10. 30

6 工事特記仕様

(1) 施工要領

- ア 図示の内容は標準施工方法を示すものであり、現場の状況を考慮して、細部の取合い等については、監督官と協議した後施工すること。
- イ 電気設備工事完了後、絶縁抵抗測定を実施すること。
- ウ 各種試験結果については、貴社様式にて1部作成し官側へ提出すること。

(2) 数量・使用材料表

項目	規格・寸法	数量	単位
建築工事			
I 仮設・雑工事			
養生	養生シート	376.0	m ²
整理清掃後片付け		376.0	m ²
電気設備工事			
I 撤去工事			
照明器具撤去	FRS26-322PH9	16.0	個
照明器具撤去	FRS26-321PN9	31.0	個
照明器具撤去	FRS2-322PN9	9.0	個
照明器具撤去	FRS26-322PN9	1.0	個
非常用照明器具撤去	K1-FRS26-322PH9	3.0	個
非常用照明器具撤去	K1-FRS26-322PN9	1.0	
II 新設工事			
照明器具新設	パナソニック XLX450JENTLE9 又は同等品以上 (他社製品含む)	11.0	個
非常用照明器具新設	パナソニック XLG451UGNJE9 又は同等品以上 (他社製品含む)	2.0	個
照明器具新設	パナソニック XLX450PENTLE9 又は同等品以上 (他社製品含む)	31.0	個
照明器具新設	パナソニック XLX450KCNPLE9 又は同等品以上 (他社製品含む)	14.0	個
非常用照明器具新設	パナソニック XLG451KGNJE9 又は同等品以上 (他社製品含む)	2.0	個
非常用照明器具新設	パナソニック NNOF42235LE9 又は同等品以上 (他社製品含む)	1.0	個
発生材処分			
発生材処分	混載 (積載・運搬・処分共)	3.0	m ³

- (2) 本工事の実施にあたり作業に使用する場合に必要な資格等は下記のとおりとし、事前に監督官に資格証の写しを1部提出すること。

ア 電気工事士2種を取得した者、又は同等以上の資格を有する者

(3) その他

契約相手方は監督官の指示する工事関係資料を提出するものとする。

工事件名 175号建物照明器具交換工事 (その2)

図 名 工事仕様書 (2)

縮 尺

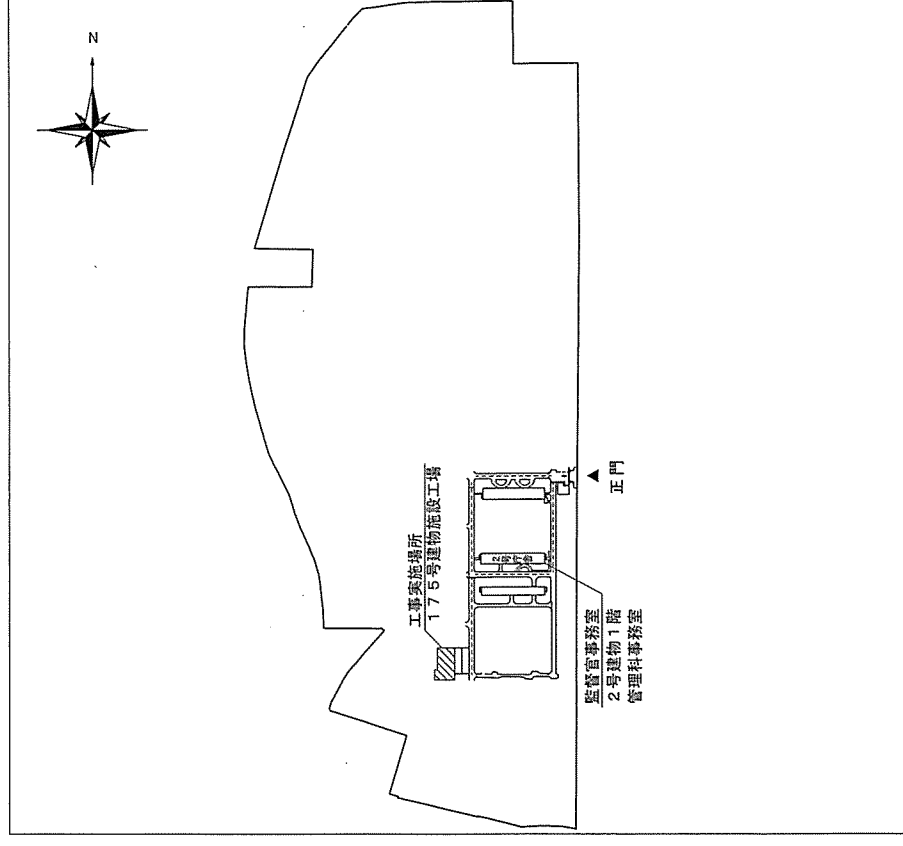
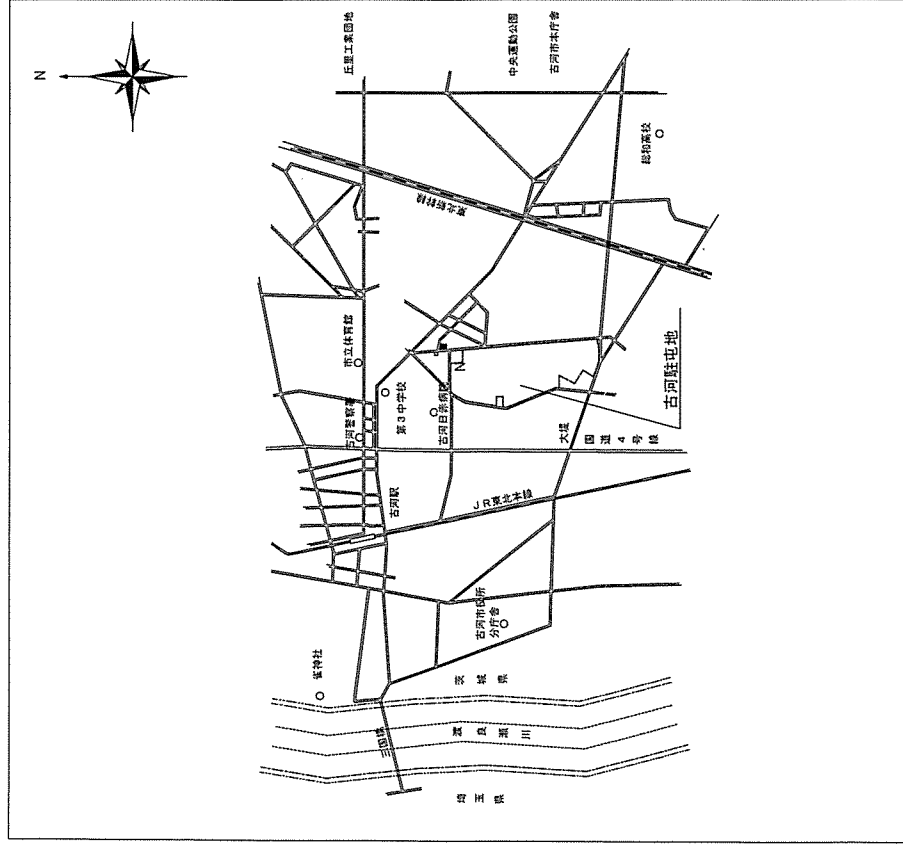
作成年月日

陸上自衛隊古河駐屯地業務管理科営繕班

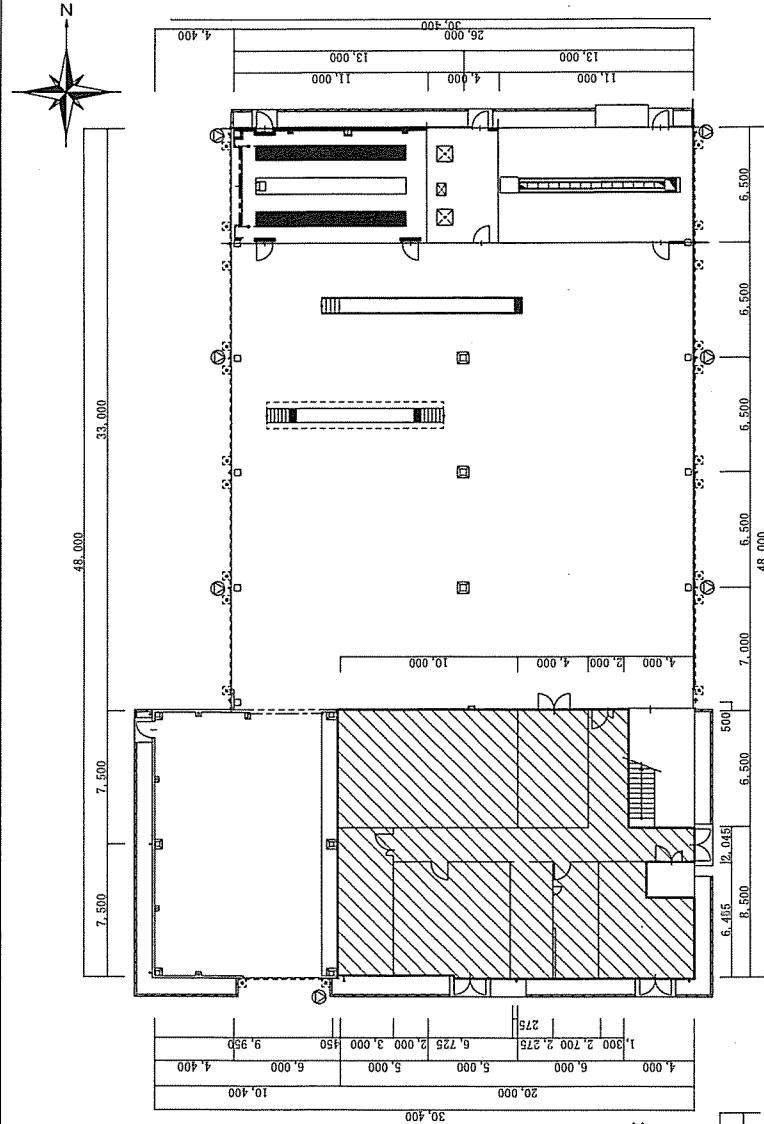
3/7

-

R5.10.30



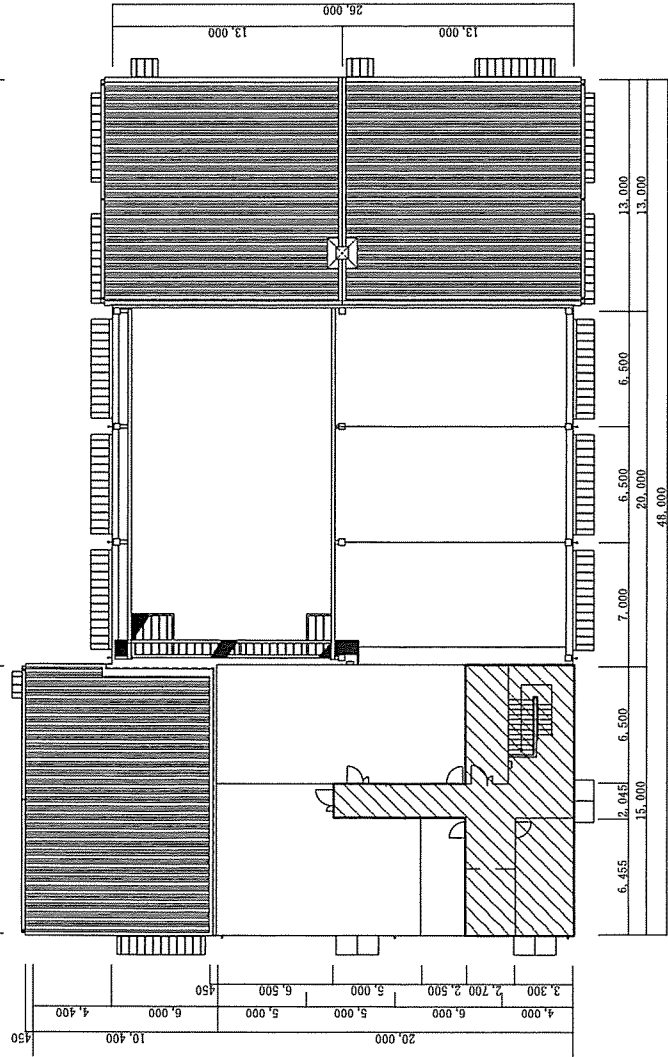
工事件名	175号建物照明器具交換工事（その2）	図面番号	4/7
図名	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊古河駐屯地業務管理科営繕班		作成年月日	R5.10.30



175号建物 1階平面図 S=1/300

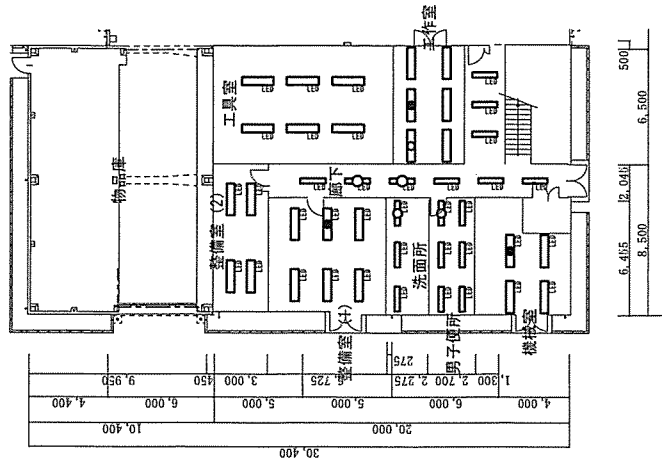
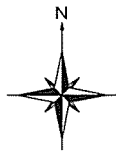
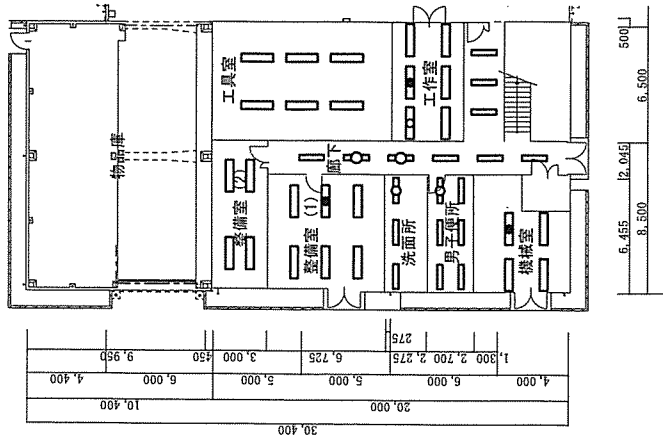
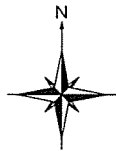
凡 例

施工範囲を示す



175号建物 2階平面図 S=1/300

工事件名	175号建物照明器具交換工事 (その2)	図面番号	5/7
図 名	175号建物 1、2階平面図	縮 尺	1/300
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理科管轄班		作成年月日	R5. 10. 30



設置場所	規格等	数量	備考
整備室(2)	FRS26-322PH9	4台	FL+2.6m
整備室(1)	FRS26-322PH9	5台	FL+2.6m
洗面所	K1-FRS26-322PH9	1台	FL+2.6m
男子便所	FRS26-321PN9	3台	FL+2.6m
男子便所	FRS26-321PN9	6台	FL+2.6m
機械室	FSR2-322PN9	3台	FL+2.6m
廊下	K1-FRS26-322PH9	1台	FL+2.4m
工具室	FSR2-322PH9	6台	FL+3.0m
工作室	FRS26-322PH9	5台	FL+3.0m
工作室	K1-FRS26-322PH9	1台	

凡例	記号	名称
		照明器具 (天井付) 撤去を示す
		非常用照明器具 (天井付) 撤去を示す

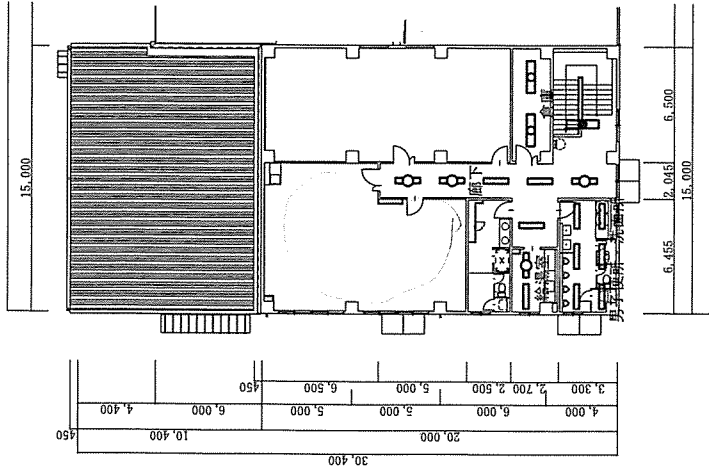
175号建物1階施工前電灯設備図 S=1/300

設置場所	規格等	数量	備考
整備室(2)	XL450UENTLE9	4台	FL+2.6m
整備室(1)	XL450UENTLE9	5台	FL+2.6m
洗面所	XL451UGJLE9	1台	FL+2.6m
男子便所	XL450PENTLE9	3台	FL+2.6m
男子便所	XL450PENTLE9	6台	FL+2.6m
機械室	XL450KEMPLE9	3台	FL+2.6m
廊下	XL451KGJLE9	1台	FL+2.4m
工具室	XL450KEMPLE9	6台	FL+3.0m
工作室	XL450KEMPLE9	5台	FL+3.0m
工作室	XL451KGJLE9	1台	

凡例	記号	名称
		LED照明器具 (天井付) 新設を示す
		LED非常用照明器具 (天井付) 新設を示す

175号建物1階施工後電灯設備図 S=1/300

工事件名	175号建物照明器具交換工事 (その2)	図面番号	6/7
図名	175号建物1階施工前電灯設備図 他	縮尺	図示
	陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理科営繕班	作成年月日	R5.10.30

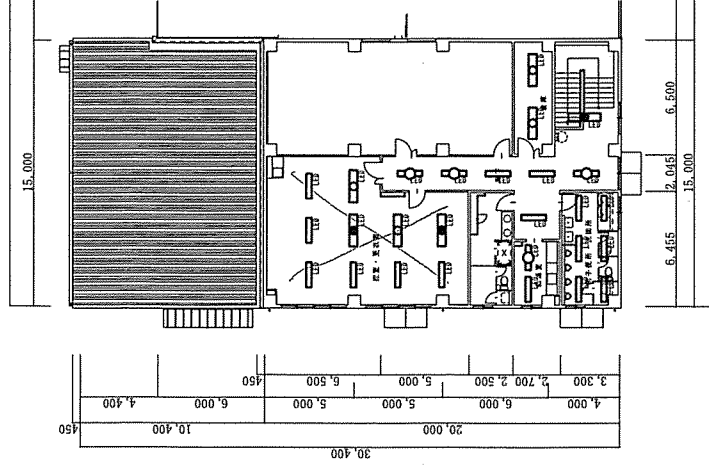


設置場所	規格等	数量	備考
給湯室	FRS26-321PN9	2台	FL+2.4m
男子便所・洗面所	FRS26-321PN9	6台	FL+2.4m
廊下	FRS26-321PN9	5台	FL+2.4m
倉庫	FRS26-322PN9	1台	FL+2.4m
階段室	FRS26-322PN9	2台	FL+4.0m
	K1-FSR2-322PN9	1台	FL+2.4m

凡例

記号	名称
	照明器具 (天井付) 撤去を示す
	非常用照明器具 (天井付) 撤去を示す

175号建物2階施工前電灯設備図 S=1/300



設置場所	規格等	数量	備考
給湯室	XLX450PENTLE9	2台	FL+2.4m
男子便所・洗面所	XLX450PENTLE9	6台	FL+2.4m
廊下	XLX450PENTLE9	5台	FL+2.4m
倉庫	XLX451UGNJLE9	1台	FL+2.4m
階段室	XLX450UENTLE9	2台	FL+4.0m
	NNCF-42235LE9	1台	FL+2.4m

凡例

記号	名称
	LED照明器具 (天井付) 新設を示す
	LED非常用照明器具 (天井付) 新設を示す

175号建物2階施工後電灯設備図 S=1/300

工事件名	175号建物照明器具交換工事	図面番号	7/7
図名	175号建物2階施工前後平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理科營繕班		作成年月日	R5.7.14